

別紙

危険物規制事務に係る行政手続法第6条の規定に基づく標準処理期間

(全部改正 平成21年4月1日発消予第1号)

	許認可等の種類及び根拠条文	標準処理期間	
1	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認 消防法第10条第1項	5日	
2	製造所等（消防法第11条第1項に規定する製造所，貯蔵所又は取扱所をいう。以下同じ。）の設置又は変更の許可 消防法第11条第1項	設置許可	21日
		変更許可	14日
3	製造所等の完成検査 消防法第11条第5項	5日	
4	製造所等の仮使用承認 消防法第11条第5項	14日	
5	製造所等の完成検査前検査 消防法第11条の2第1項	5日	
6	製造所等の予防規程の認可 消防法第14条の2第1項	15日	
7	完成検査済証の再交付 危険物の規制に関する政令第8条第4項	3日	

備考1 次に掲げる日及び期間は，標準処理期間には含まないものとする。

- (1) 京都市の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日
 - (2) 書類の補正に要する期間
- 2 製造所等の完成検査及び製造所等の完成検査前検査については，申請があった日から検査を行う日の前日までの期間は，標準処理期間には含まないものとする。